

小山工業高等専門学校学生委員会規程

制 定 昭和42年4月1日

最終改正 平成30年1月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校運営組織規則第14条の規定に基づき、小山工業高等専門学校学生委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の身上に関する事。
- 二 学生会及び学生団体に関する事。
- 三 課外活動及び学生生活に関する事。
- 四 学生の保健衛生に関する事。
- 五 その他学生の厚生補導に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補
- 三 各学科及び一般科から各1名
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

(会議)

第4条 委員会は、学生主事が招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に必要な応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、学生委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会及び専門部会に関する事務は、学生課学生係において処理する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。